

茅ヶ崎市一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価格が判明しているものについては取得価格、取得価格が不明なものは再調達価格を基礎とした価格で評価しています。ただし、昭和59年以前に取得したものは、取得価格不明なものとして取り扱い、再調達価格を基礎として評価しています。なお、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①市場価格のある有価証券等

市場価格のある有価証券については、基準日時点における市場価格により評価しています。

②市場価格がない有価証券等

市場価格のない有価証券等については、出資金額等により評価しています。ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価格で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

③リース資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損の実積率等により回収不能と見込まれる額を計上しています。

②賞与等引当金

職員に対する期末・勤勉手当及びそれに係る法定福利費に備えるため、当年度負担相当額を計上しています。

③退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当自己都合要支給額に相当する額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

該当する資産の計上はありません。リース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をすることとしています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

2 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

①一般会計

②公共用地先行取得事業特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

(3) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等と終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.4	44.5

(5) 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費	8,580,568千円
継続費の遞次繰越	34,413千円
繰越明許費	1,303,133千円
合計	10,018,144千円

(6) 財政調整基金の繰替運用の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

(7) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

41,138,517千円

(8) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額 91,735,141千円

充当可能財源等 75,638,438千円

標準財政規模 40,522,677千円

算入公債費等の額 4,362,559千円

(9) 純資産における固定資産等形成分・余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分には、本市が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、余剰分（不足分）は、純資産の金額から固定資産形成分を控除した金額を計上しており、残高が正数であれば余剰分として費消可能な資源の蓄積を意味します。

本市の場合、残高が負数となっていることから、余剰ではなく不足していることを意味します。

(10) 基礎的財政収支

業務活動収支 2,762,448千円

支払利息支出 450,299千円

投資活動収支 △4,949,760千円

基礎的財政収支 △1,737,013千円

(11) 一時借入金

資金収支計算書には、一時借入金の増減額は含まれていません。一時借入金の限度額は5,000,000千円です。